

第 102 号 議 案

公の施設の指定管理者の指定について

長崎交通公園条例（昭和46年長崎県条例第12号）第3条の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

公 の 施 設 の 名 称	指定管理者となる団体の名称	指 定 の 期 間
長崎交通公園	長崎市城栄町41番75号 一般社団法人 長崎県安全運転管理協議会 理事長 村瀬 公一郎	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで

令 和 5 年 11 月 27 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

（提案理由）

長崎交通公園の指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項及び長崎交通公園条例第6条の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。